

不利益処分

処分名	教育委員会の会議の傍聴人に対する退去命令
根拠法令	奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則第18条及び第20条
所管課	教育総務課

1 処分の内容

傍聴を禁じたとき退場を命じる。

2 処分の要件

傍聴人が次に掲げる行為を行った場合、退場を命じることができる。また、必要があると認められるときは、傍聴人の数を制限できる。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語，談話，拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え，又は賛否を表明すること。
- (4) 前3号のほか会議の妨害となるような挙動を行うこと。